

第46回 地方分権改革有識者会議  
第126回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時: 令和3年9月3日(金) 13:00~14:42

場所: 地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長(司会)、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

(小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務)

〔政府〕坂本哲志内閣府特命担当大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長

議題:

(1) 令和3年の提案募集方式等について

(重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等)

---

1 冒頭、坂本内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

(坂本内閣府特命担当大臣) 皆様方には、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り感謝申し上げます。特に提案募集検討専門部会においては、関係府省や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、本年7月末に公表した関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について御審議いただきたい。これまで、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでは至っていない事項もあると承知している。地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、調整を加速化していただきたい。

地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様方には、なお一層の御尽力をお願い申し上げます。

2 次に、本日付で全国知事会会長に就任した平井議員から以下の趣旨の挨拶があった。

(平井議員) 坂本大臣をはじめ、多くの皆様方に御臨席いただき、また、日頃の御労苦、御貢献に感謝申し上げます。

私、本日から非常に前途多難の中で全国知事会長の職務に当たることとなった。先ほどは、菅総理大臣が総裁選に出ないというお話も飛び出る、そういう日になったが、大きな激動の中にスタートさせていただくわけである。特に新型コロナの猛威の中、非常

に多くの方々の御支援が必要であるし、ぜひ地方分権にも皆様の御協力をいただきたい。

令和3年の提案募集について、49%が残念ながら1次回答ではねられた形となった。昨年は、約3分の1であったので、ぜひ地方の現場の声を取り入れ、今後、復活も含めて考えていただきたい。

計画について、1次回答もあったところであるが、これはまさにこの分権の皆様の考え方で、各省庁も背中を押された形になっていると思われ、このような一つ一つの改革を成し遂げていく必要がある。

例えば、「従うべき基準」について、今回も保育所の居室面積における基準の解除は受け入れられない回答になっているが、既に何年かやってみて問題がないので、そういうところはぜひ離していただきたい。計画についても、幾つか同じような計画があり、これはそれぞれの省庁や担当課などが違うものであり、それで残さなければいけないということになるのであろうが、現場は1つなので、現場の声も聞いていただきたいと思う。

また、分権の手法を入れることにより、例えば新型コロナのアプローチについても臨機応変に、例えば感染対策でこういうような施設は閉めていただく、こういうことは自粛していただくなど、様々なことをできるようにすればよいかと思うが、現状は基本的対処方針で縛られている。こういう分権の考え方が、緊急時、危機的な中において、臨機応変で、結果を出せるものになるのだろうと思う。そういう意味で、分権の手法を入れた地方からの政策提言、または地方から政策を実行していく、これを皆様のお力で環境を整えていただけると大変にありがたいと思う。

ぜひ意のあるところも酌んでいただき、本日からの御審議に反映していただきたくお願い申し上げます。

### 3 次に、田和内閣府事務次官及び井上内閣府審議官から以下の趣旨の挨拶があった。

(田和内閣府事務次官) 9月1日付で山崎前事務次官に代わり新しく事務次官を拝命した。山崎同様、引き続きよろしくお願い申し上げます。

政府としては、この地方分権は重要政策であり、着実かつしっかりと進めていきたいので、ぜひ活発な御議論をお願い申し上げます。

(井上内閣府審議官) この地方分権改革有識者会議は、まさに地方分権の観点からしっかりとこの国の施策全般について見直しをされている組織だと認識している。自身も微力ながらしっかりと勉強し、先生方に御指導いただきたくお願い申し上げます。

### 4 次に、提案募集検討専門部会における検討状況等について高橋専門部会長から、重点事項に係る各府省からの第1次回答の状況と「主な再検討の視点」等について寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長からそれぞれ説明があった。

(高橋部会長) 提案募集検討専門部会において、8月3日から6日にかけて関係府省からのヒアリング、9月1日に地方三団体からのヒアリングを行った。

まず、関係府省のヒアリングの概要である。関係府省との議論の状況に一定の進展があったものの、現段階は対応が困難である、今後検討するとの回答も見られた。

10月上旬からの第2次ヒアリングも含め、議論を加速していきたい。

関係府省との議論の状況は例年どおり大きく4つに分類でき、「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」、「③検討の方向性は合致していないが論点の共通認識は得た事項」、「④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」の4つである。

なお、関係府省ヒアリングの際には、重点募集テーマである計画策定等に係る提案について、法令上の対応を基本とした見直しの検討を求めるなど、部会としての考え方を提示し、関係府省において今後引き続きの検討をお願いしているところである。

次に、地方三団体ヒアリングの状況であるが、地方三団体からは、提案募集方式による取組に対する評価と期待が表明され、計画策定等が地方にとって大きな負担となっていることを踏まえ、制度的な課題として検討を行い、積極的に見直しを進めるべきであるという御意見をいただいた。また、新たな義務付け・枠付けを制限するための十分なチェックを行う仕組みの確立についての御意見もいただいた。

その上で、今回の提案全般に関して、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘をいただいた。これらを踏まえ、検討を進めていきたい。

今後の部会における検討の方針としては、まず「①検討の方向性が合致している事項」、「②検討の方向性が一部合致している事項」について、関係府省に対し、制度改正等に向けた検討をお願いするとともに、内閣府及び関係府省において関係地方公共団体の意向確認を行うなど、具体化に向けた詰め作業を行っていきたい。

「③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項」については、関係府省からさらなる検討の結果について御報告いただき、その状況もお聞きしながら、専門部会としても対応方針について検討していきたい。

「④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項」については、再度関係府省に対して専門部会としての考え方や論点を明確にお示しし、さらなる検討をお願いした上で議論を深めていきたい。

以上の方針を前提として、今後の検討の進め方は、9月6日月曜日に予定されている内閣府から関係府省への再検討の要請の際に、「主な再検討の視点」を関係府省に対して文章でお示しし、関係府省にはそれを踏まえて9月17日金曜日までに御回答いただくことで考えている。

また、計画策定等に関する提案についても、関係府省への再検討の要請の際にはお示しし、関係府省の積極的な検討を求めている。

部会としては、関係府省の回答を踏まえ、10月上旬より関係府省から重点的にヒアリングを行い、議論を詰めていきたい。

最後に、昨年もこの段階では検討の方向性が合致している事項は、多くなかった。しかしながらその後、最終的な取りまとめに向けて、関係府省と課題を一つ一つ整理し、議論し、多くの提案を前進させ、実現に至った。今年も同様に、さらに論点を整理し、検討の方向性を見直して、最終的には一つでも多く地方の提案が実現できるよう、部会として努力してまいりたい。

(寺崎室長) 資料2は、重点項目38項目について関係府省からの第1次回答の概要及び専門部会からの主な再検討の視点について記載したものである。重点項目38項目のうち14項目が、今回の重点募集テーマである計画策定等に該当するものである。それぞれの重点項目に記載している「主な再検討の視点」を踏まえた再検討を各府省に要請したいと考えている。

資料3は、「『計画策定等』に係る提案に対する構成員の指摘」である。総論として、計画策定等の義務付けに関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたいと考えている。また、その他主な検討の視点を個別に示している。

資料5は、平成26年から令和2年の対応方針において、決まっていたもののフォローアップの状況である。全体52件のうち7件について結論が得られたが、45件は引き続き検討中となっている。

#### 4 次に、議題について意見交換が行われた。

(三木議員) 資料3の「計画策定等」に係る提案に対する構成員の指摘のうち、まず総論について、これは市としても非常に困っている事項である。今回のようなコロナの感染対策等の非常事態が生じると、計画策定自体が非常に大変な状況となる。それを除いたとしても、大きな負担になっており、これについては、引き続き進めていただきたいと思う。

その他主な検討の視点であるが、記載事項が重複する同一分野の複数の計画については、一つの計画の中に全ての項目を記載可能とすべきではないかという御指摘であり、須坂市で実際にそのよう計画をつくり、省庁から特に指摘はされていない。法律を改正していただければ一番いいが、法律等が改正できない場合も各省庁で柔軟に対応していただきたいと思う。また、財政支援にひもづく計画については、状況が変わるごとに変更の手続を必要とするのではなく、大枠の中で、補助金適正化法があり、各市は変な使い方はしていないため、市を信頼して対応いただきたいと思う。

次に、資料2の主な再検討の視点について、総括的にお願いしたいことは、非常に前向きに取り組んでいただいております。報道等に発表される時にも前向きに取り組んでい

ただいている省庁の事務について、一生懸命やっているところを評価するということが重要である。例えば、地方創生の関係であるが、前向きに簡素化等ということだが、そのようにやっていただければと思う。

計画策定の関係では、私どもの市であれば、計画をつくらなくても十分実態が分かるということがある。それから、先ほどアンケート調査云々というのがあったけれども、アンケート調査の手間だとかそういうものを考えれば、市民から直接いろいろな話を聞く機会があるので、アンケート調査がなくても十分実態が分かるということがある。その点についても、またぜひお願い申し上げる。

先ほど平井知事の御発言にあった保育所の緩和については、また来年、お願い申し上げます。

最後に、資料2の10から12ページの5番及び6番であるが、介護認定の制度は、非常に大変な制度であり、これからますます高齢化社会になり介護の関係が増えてくると思うので、ぜひ市町村の実態を把握し、改善をしていただきたい。

全体としてきめ細かく各省庁と専門部会で話していただき、再検討の視点ということで指摘していただいているので、この方向で進めていただきたい。

(高橋部会長) 計画の問題については、先ほど三団体のヒアリングの中でも特に計画の御要望が強かったとお話をした。各省庁は真面目に所掌事務に取り組んでいるなかで、責任を持って施策を進めたいという思いもあり、都道府県、市町村に事務をお願いするときに自分の物差しで制度を設計しようとする。そういった意味では、現場の標準的な都道府県、市町村はどのぐらいの人員がいて、どのぐらい計画に力が割けるのかということをしっかり想定してお願いをするということが必要なのではないか。そのようなことを、この際、省庁の担当の方にお考えいただくことが極めて重要なのではないかと、このことを三団体の方々のヒアリングからも実感し、今も御紹介させていただいた。

計画についての再検討の視点について御紹介したが、各府省の御担当の方の地方行政に対する認識を深めていただく方向において、2次ヒアリングに向けてしっかり取り組んでまいりたい。

(小早川座長代理) 今年はコロナの関係もあって作業が大変だということを感じている。事務局が特に頑張ってください、進めているというところだと思う。

計画策定等に関してであるが、結局、地方に計画をつくらせる、あるいはつくるように仕向けるという中央の側の行政手法が、非常に一般化、大量化している。これは、ある意味で、それ自体が一つの国から地方に対する関与の類型のようなものである。地方自治法で定義された関与には直には当たらないかもしれないけれども、機能的、実質的に見ればもの凄くシステム化された複合的な関与の仕組みとも見られる。複合的というのは、財政措置と絡めるとか、それから、県の立場と市町村の立場とをつなげて、事実

上、県が計画をつくらざるを得ないような仕組みにするとか、いろいろな意味で複合的である。第1次分権改革で構築された国の関与についての枠付けの法制では捉えにくいものではあるけれども、非常に巧みに組み立てられた強力な関与のシステムだという言い方もできる。

この私たちの作業は、個別の法令なり、あるいは通知なりの問題というところから見ていっているけれども、全体としてこういう関与の問題が大きくなるのだということである。それについて、個別にたたいていくのと併せて、一般的に、国の地方に対する関与の在り方としてどうなのだろうか、それから、国と地方という関係だけではなくて行政全体として見た場合に、国、地方合わせた行政リソースを本当に一番有効に無駄なく、国民、住民の福祉を増進するために効率的に使うことになっているのか、そういう意味での検証も必要なのではないか。

そういうことで、個別に度の過ぎたところをきっちりと抑えることとともに、全体としての計画手法というもののありべき使い方のイメージというか、像を考えていく、そしてやがては、計画をつくらせることについての一般ルールのようなものを形づくっていく、そのような意識が必要ではないか。

(市川議員) 専門部会の皆様には、敬意を表したい。

今後のことについては、基本方針に沿ってお願いしたい。

今回議論になっている計画策定に関する問題に関して、資料3によく整理されているが、そもそも計画というものが何のために必要なのか、そして、誰のために必要なのかというところが、もう少し明確にされた上での策定行為ということになると思う。計画策定のルールのようなものを議論すべきタイミングではないかと感じている。特に義務付けに関しては、御指摘のとおり、法令上の対応を基本として検討すべきものであると思慮している。

1次回答に関する専門部会からの再検討の視点については、的確に整理されており、なおかつ建設的なものだと思うので、2次回答においては、ぜひとも実現に向けた具体的なアイデアを各府省庁から出していただきたい。

また、例えば16ページや57ページにあるような地方自治体職員の職権が情報の利用ということに関して、どこまで適用されるのか。いろいろな情報があるけれども、それをあくまでも公のものとして使う場合に、それが合理的に利用できるのか、それとも制限がかかっているものなのか。その辺の議論は一度整理してもいいかと思い、もしある程度公的利用が可能ということであれば、事務の合理化あるいは住民の利便性の向上にもつながると考える。

なお、システムについても同じことで、システム化されたものを利用する場合に、どのような形であれば自由に利用できるのかという点も今後の課題である。

最後となるが、24ページにある脱炭素社会の実現に係る各計画の統廃合及び策定支援

について、この課題は今後の国や地域の方向性を定めて、それから、政策を実行していく上でも非常に重要な課題であると思う。今回、対象の省庁は環境省となっているけれども、実質的には環境省だけでなく経産省や各省庁とも、それぞれの切り口で脱炭素社会の実現に向けたいろいろな取組が今行われている。御提案のとおり、各計画の統廃合や策定の支援については、現場サイドだけではなく省庁間の調整も含めて必要ではないか。

加えて、この脱炭素社会の実現に向けて、これはインフラの整備等に関わることも多くあると思うが、気候変動への適応、そして、それに関わる防災対策等は、基本的には前提とすべきものは広域だと思う。そういう意味では、基礎自治体単位で、特に小規模の基礎自治体単位でなかなか議論も完結できないと思うため、都道府県の関与が非常に重要になってくると思う。国の支援とともに都道府県の支援もこの問題についてはぜひお願いしたい。

(後藤議員) 私も計画策定等というところは非常に興味を持って伺っていた。10年間で1.5倍になっている、そうした義務付けの見直しというのは本当に大切なことと思う。背景として、国から地方への関与を継続するという、ある意味構造的な問題の解消と同時に、現場の負担軽減の2つが大きな課題だと思う。加えて、計画自体もひとくくりで計画と言いつけるものでもないのではないと思う。いわゆるビジョン、プラン、プロジェクト、プログラムなどいろいろな計画がある。この地域をどういう方向に導いていくかというような大きな理念や構想の段階もあれば、基本計画、実施計画、実行計画、あるいは、調整計画、調整計画というのは、例えば先ほどの下水道の流域調整のような広域調整のようなこともあろうかと思うし、実態を調査によるデータで積み上げて数値目標を示すというような計画もあろうかと思うが、特に大きな理念に関する計画というのは、実は地方分権が掲げているミッションの「個性を活かし自立した地方をつくる」における個性を活かすということに関与してくる重要なものだと考える。

一律に計画はまずい、国から地方への関与だ、負担軽減をするべきだということのみならず、どういう地域にしていきたいのかという大きなビジョンや理念はしっかり描かないと、手続の緩和だけに地方分権を閉じ込めてしまっただけではまずいのではないか。大きな分権の基本的な考え方というものに立ったときの地方の個性を活かすといったコンセプトは、継続的に大切にしていかなければいけない。

いずれにしろ、第1次回答を御報告いただき、専門部会の皆様の非常に御熱心なヒアリングにより、今期も成果が上がっていくものと期待する。

(勢一議員) 今回の提案の検討にあたって、やはり今回の重点であった計画策定について、かなりいろいろな角度から問題提起をされた場になったのではないかと。課題が1つ2つではないということもよく分かった。特に計画策定が地方にとって負担だというこ

とを、各府省の御担当者の中には十分実感を得られていないような雰囲気を感じる場面もあった。

今回、地方三団体のヒアリングで、逆三角形の構造になっているという御指摘をいただき、これが負担の本質の一つではないかと実感した。各省はそれぞれ中に局を持っており、それぞれの局が個別法を所管していて、それぞれの法令に基づいてさらに計画策定等を求めると、それは市町村では課ではなくて、その一つ下の係に対応するのだと。こういう地方側の体制と法令との関連性というのを、もう少しイメージがつかめるような形で府省の御担当の方々にも現状を共有していただくことが大事である。

確かに今の政策は、先ほど脱炭素の政策の例を御紹介いただいたけれども、あらゆる分野の取組を動員して進めていかなければいけない。生物多様性とか気候変動の適応の場面もまさにそれに近いと思うが、やはり今、行政計画をめぐって問題になっているようなことが、これから先もこのままの体制では新たに起き得るという課題もまだ残っており、重要な政策分野であっても、例えば類似の計画や類似の法令の積み重ねをしていかないような形でうまくコーディネートすることを国の側としても考えていくことを求めなければいけない局面になっているのではないかと。

最後となるが、計画は、自身が行政法を勉強し始めた頃は、多くの場合はもう少し緩やかな行政の手法だった印象であった。その後、情報公開であるとか住民参加、市民参加の要請、パブリックコメントなども実施されており、現場ではPDCAサイクルを回すための手法にもなっている。高度かつ重い仕組みになってきたというところが、恐らく小早川先生御発言の関与の仕組み、新しいパターンの関与の仕組みに当たるという御指摘かと感じた。

引き続き2次ヒアリングに向けて、務めてまいりたい。

(谷口議員) 各関係者皆様の大変な御尽力に感謝する。

今年は計画策定の効率化についてしっかり御議論いただき、大変大事なこと、重要なことだと認識させていただいた。

要請する省庁の特定部署ごとに完結した施策を展開されようとする、自治体に対して並列的に類似した計画策定を求めることになってしまい、こうした取組が続く限り、時間を経るごとに新たな取組が加わって、計画策定量も増加し、自治体の御負担が増えてしまう。こういった問題に対して、可能であれば、省庁で年度ごとにまとめて調整や確認をしていただくことが望ましい。

これと類似として、各省庁の様々な部署から自治体に多様な調査への回答依頼があるというような問題も伺ったことがある。こうした国からの調査があると、状況を調べたり、データを集めたりといった作業が、特に小規模自治体にとって大きな御負担になると伺った。こうした分散的な作業を続けると、仕事量が増えてしまう。将来的に計画策定や調査回答といった国から各自治体に対して一律的に行うような作業に関しては、プ

ラットフォームシステム等を構築する等して、各省庁からの要請が一元的に分かるようにすると良いのではないか。自治体にとっても、自身の過去の回答や類似テーマに対する回答について、職員構成が変わっていくと確認も大変になってくる。類似した回答でよいのであればコピーして貼るということもできるかもしれない。こうした国と地方との間での仕事について、互いに効率を高めるような仕組みを将来的には考えていく必要がある。

本質的には、国から地方に強制性を感じるような要請があること自体が、地方分権にとって障害になるのは当然である。こうしたことについても、システムを構築しておけば、各省庁がどのくらい地方に求めているか、効率化の努力を行っているかといったことも「見える化」するため、長い目で見たときの効率化に資するのではないか。

(大橋部会長代理) 提案の検討にあたって感じた問題は、初めは計画が並列して大変だということからスタートしたが、逆三角形の構造が自治体にはあり、国では局レベルで似たような法律がある。それぞれが計画を要請するようなことがあって、現場では2人とか3人というような市町村レベルのところに、集中豪雨のように一極に降ってくる。しかも、一つ一つの計画について形式や手続が異なるということで、自治体の現場が混乱している。結局、地方の執行レベルとして見ると、非常に非効率なことをやらせており、それが全国的に行われている。執行面からの問題として捉えていくということは重要である。

もう一つの課題として、今はAという法律がこういう計画を要請する、Bという法律がこういう計画を要請する、このようにA、B、C、Dとか計画があったときに、これはあまりに煩瑣だし似ているものなので、Aという法律にまとめるということを書いてもらえないかといった要請を今までやってきた。その前提は、計画をそのようにつくることが、いわば法律によって創設されて地方に権限を与えられるようなものであり、そのような形で整理をお願いするという発想でやってきた。

しかし、各地方公共団体が長期構想だとか総合計画という形で、自らのビジョンを既に持っているところに国のほうがあれこれ後から言っていくときに、こういう仕事をするというところまではいいのだけれども、それについて一々方式や内容、期間といったことまで国の指定する形式にのっとらなければ駄目だというようなことまで本当に言えるのだろうかという関心が出てきた。海外だと、市町村がそういう計画を策定する権限というのを地方自治の憲法保障として持っている。その場合の方式については、地方が自分で選べるということ、方式まで国が介入する場合には、憲法違反になるということも議論する国もあることを考えると、現状は介入し過ぎのところがあるのではないか。

そうすると、自治体側がこういうようにやらせてもらうといったことを言えるのが原則で、それをはっきりさせる意味で、国のほうで法律で確認することが最終的なゴールなのか、など、計画をめぐる意識の持ち方について、いろいろ考えていかなければいけ

ない。

(高橋部会長) 計画について、重点的に御議論をいただいた。

法定計画が増えることには背景がある。以前、地域保健の担当者から、分権前と分権後の変化について、分権前はとにかく都道府県が一回会議をやるぞと言うと、県下の市町村全部ほとんど漏れなく集まってくる。そして、国の担当者がその県の会議に出て意思統一を行う形でうまくいったが、分権後、国、都道府県、市町村が大人の関係になると、なかなかうまくいかないと随分と嘆かれたことがあった。そこで意思統一を補完するものとして計画を策定し、国の計画どおりに都道府県、市町村計画をつくってくださいとお願いする。そして、雨あられのように調査をして、情報を集めようとするのは、分権改革に対するある種の反動のような部分があって、このような現象を招いてきたのだらうと思う。

計画策定について、ある種のルール化を普遍的に考えていかなければいけない時期であるとする。客観的な状況の変化の反射作用として、こういうものが生まれてきている中で、個別にこれから丁寧に一つ一つ取り上げて働きかけをするが、その働きかけの背景にある種のルール化、それを踏まえた適切なルール化ということ、今後は、ある程度時間をかけて考えていかなければいけない時期になっているのではないかと。そういう目で少し個別の作業を進めてまいりたい。

さらに、義務付け、権限移譲についても、しっかりその実現のため、2次ヒアリングに向けて頑張ってもらいたい。

(神野座長) 多くの生産的な御意見を頂戴した。

この混乱した時代に、そもそも分権を進めていく意義等を示唆するような御発言から、大きな方向性等に関わる御発言もあった。当面、専門部会や事務局で、重点事項を中心とした検討を行う方針については、それをいわば後押しするような御発言だったかと思っている。提案募集検討専門部会において、本日の御議論を念頭に置きながら、今までの方針を充実させていく方向で、さらに調査や審議を進めていただきたい。

政府におかれても、地方からの提案の最大限の実現に向けて、各府省及び地方とのさらなる調整をお願い申し上げます。

5 最後に、田和内閣府事務次官より以下の挨拶があり、閉会した。概要は以下とおり。

(田和内閣府事務次官) 本日は関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について、活発な御議論をいただき感謝申し上げます。

本日の議論を踏まえて、関係府省への再検討の要請をしっかりと行い、部会での御審議もいただきながら、地方からの提案の最大限の実現のため、事務局及び自身が先頭に

立ち調整を加速させていきたい。

本日の計画の話伺い、経済企画庁における自身の経験を踏まえてみると、中曽根さんの時代に、経済計画というのは時代遅れだということで、大きな方向性を示す「展望と指針」というものに大きく変わった時期があった。それから、2000年に入って小泉改革の中で、公共事業について河川や道路など個別に計画が分かれていたものを、社会資本整備重点計画という形に大きくまとめたということもあった。

国の中では、計画の持つメリット及びデメリットについて議論があり、様々な取組を実施してきたが、改めて、国と地方の間の計画の在り方が大きな課題として残っていると実感した。個別の議論をしっかり積み上げるとともに、計画について、ルール化といったことを進めていければと考える。

各議員及び構成員方におかれては、引き続き、ご指導をお願い申し上げます。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)